令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 1	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。
	(1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)(2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)
	・特例措置の内容 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延長 (2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和 等の拡充を行う。
関係条文	【租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二
減収見込額	[初年度] 精査中(▲106) [平年度] 精査中(▲106) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望理由	(1)政策目的 企業の本社機能(事務所、研究所、研修所)の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における 拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。

(2) 施策の必要性

地方において雇用を創出するためには、関係施策を総動員し、総合的に取り組んでいくことが必要。その中でも本税制は、本社機能の全部又は一部の地方移転や地方拠点の強化を検討する企業に対して、コスト面の支援という形でその経営判断を促すことによって、企業の本社機能の地方移転や拠点強化を実現し、それによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。

令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)、「成長戦略実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」においても、「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る」(骨太方針)、「地方への人材派遣や移住、企業の本社機能の移転を後押しする」(成長戦略)、「地方において雇用を創出し、地方への新たなひとの流れを生み出す観点から、企業の地方移転を地方拠点強化税制などの関連施策により引き続き支援する。その際、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化を踏まえた検討を行い、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」(基本方針)と明記されるなど、企業の本社機能の地方移転等は、政府としても重点的に対応すべき事項と位置付けられている。

現在、感染症の影響下において、テレワークやリモート会議の導入が進む中、本社機能の全てを東京 23 区 や首都圏に置く必要性が減少しつつある。また、近年頻発する災害等に備えたリスク分散の観点からも、東京等の本社機能を代替・補完する地方拠点の整備は、企業にとって重要な課題となっている。

こうした状況に伴い、これまでになく、企業の本社機能の移転等に対する関心が高まっている。実際に、大手企業を含め、首都圏から地方への移転等を決断した事例も出始めている。その一方で、移転先の候補としては東京 23 区内や首都圏内を検討する企業が大半であることも事実であり、現状のままでは、東京 23 区内や首都圏内に留まってしまう可能性もある。

この状況を奇貨とし、地方創生やBCP等の観点から、企業が東京圏に留まることなくさらに一歩、地方に踏み出せるよう、企業の地方移転等のインセンティブを高めることが重要である。

そのためにも、令和4年3月末までとなっている本税制の適用期限を延長した上で、さらに本税制が企業の地方移転等のインセンティブとして有効に機能するよう、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化を踏まえた拡充を行う必要がある。

本要望に 対応する 縮減案

	政策体系における政策目的の位置付け		政策 5 地方創生 施策 5 地方創生に関する施策の推進										
合理性	政策の 達成目標		地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる										
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	- I										
		同上の期間中 の達成目標	地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載た「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015~2024年度累計): 3.7										
		政策目標の 達成状況		目標達成年限の状況を踏まえれる方で、感染症のなければ企業のなければ企業のを達成するために整備計画の認定整備計画数認定整備計画とおける雇用創出数	ば、目標 影響によ 動きが鈍 は、延長	達成は可能 り経済情報 化してしま を前提と	能である。 勢がこれ まう懸念 して、状況	と考えられ までになく もある。 ú 兄に応じた	る。 (困難なり と業の地方 計度の見 ^{令和} 元年度 76件 1,349人	だ況下にお 7移転等を 直しが必 令和 2年度 69件 3,118人	いて、何 さらに仮 要である ^{令和} 3年度 15件 343人	「も措置を講 !進し、目標	
	要望の措置の 適用見込み		精査中										
有効性	本社機能の移転に当たっての課題として、「地方での人材確保」「コスト」「社外との関係維持を挙げる企業が多く(※出典:国土交通省アンケート調査(令和2年8月実施))、企業の本名機能の所在は、こうした様々な要素を総合的に勘案した経営判断により決定されると考えられる。その重要な判断材料のひとつであるコストに関して、本税制を支援措置として講じることで、本社機能の地方移転等に向けた企業の経営判断を後押しすることにつながる。したがって、本制度の延長を前提に、足下の状況にあわせた制度見直しを図ることで、企業の地方移転等に対するインセンティブが向上し、実際の企業行動(本社機能の地方移転等)を促進することで、地方における雇用創出を実現する。								企業の本社 と考えられ 講じること				
相当性	以	該要望項目 !外の税制上の :援措置	D税制上の 特定業務施設に係る不動産取得税等について、不均一課税等を実施している。										

予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
要望の措置の妥当性	地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。 本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。 したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。また、租税特例措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。

税負担軽減措置等の 適用実績	○オフィス減税(国税のみ) 【平成29年度】①31件 ②280,514千円 ③1,466,314千円 【平成30年度】①24件 ②197,049千円 ③680,278千円 【令和元年度】①40件 ②517,799千円 ③895,747千円 【令和2年度】①42件 ②264,120千円 ③837,560千円 【令和3年度】①30件 ②290,970千円 ③832,580千円 【令和3年度】①30件 ②290,970千円 ③832,580千円 ○雇用促進税制(国税のみ) 【平成29年度】①7件 ②49,090千円 【平成30年度】①7件 ②51,396千円 【令和元年度】①7件 ②51,396千円 【令和元年度】①1件 ②59,200千円 【令和3年度】①1件 ②59,200千円 【令和3年度】①5件 ②40,600千円 ※①適用事業者数 ②損金算入額 ③税額控除額 ※出典:(令和元年度まで)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、(令和2年度以降)認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	〇オフィス減税 【平成28年度】 ①道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②16,351千円 ③1,379千円 【平成29年度】 ①道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②29,899千円 ③4,599千円 【平成30年度】 ①道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②23,391千円 ③2,209千円 ※①適用税額の種類 ②適用実績(損金算入額) ③適用実績(税額控除額) ○雇用促進税制 記載なし
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。その中でも本税制は、本社機能の地方移転や地方拠点の強化を検討する企業に対して、コスト面の支援という形でその経営判断を促すことによって、企業の本社機能の地方移転や拠点強化を実現し、それによって地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。 本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和3年6月末までに、488件が都道府県に認定されている。また当該計画に基づいて、18,735人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。雇用創出数は年度平均(令和2年度まで)で3,500人、感染症の影響の強い令和2年度でも前年度を上回る3,000人を超過し、感染症の影響下の厳しい経済状況においても地方における雇用創出に着実な進展が見られる。このことからも、本税制が政策目的の達成のために有効に機能していることが見て取れる。
前回要望時の 達成目標	地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015~2024 年度累計): 3万人

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由

未だ2024年の目標達成年限に達していないため、目標達成には至っていないものの、年限まで4年を残して既に目標の6割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。

他方で、感染症の影響により経済情勢がこれまでになく困難な状況下において、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。

〇平成 27 年度税制改正要望

まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日成立、平成27年8月10日施行。

〇平成 28 年度税制改正要望

同一事業年度において、雇用促進税制と所得拡大促進税制を併用できるよう要望。

これまでの要望経緯

〇平成 29 年度税制改正要望

オフィス減税の税額控除率を平成28年度までと同水準(移転型事業:7%、拡充型事業:4%)に維持することに加え、UIJターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充を要望。

〇平成30年度税制改正要望

適用期間の延長(2年間)とともに、移転型事業における支援対象地域への近畿・中部圏中心部の追加、計画認定時の雇用者数要件の緩和等を要望。

〇令和2年度税制改正要望

適用期間の延長(2年間)とともに、雇用促進税制の税額控除額の拡充、適用要件の緩和等を 要望。